

令和4年度開始の委託職業訓練（長期高度人材育成コース）実施計画

NO.	1	2	3	4	5
担当機関	峡南高等技術専門学校	就業支援センター			
区分	委託訓練（離職者等再就職訓練事業）				
分野	情報系/事務系	介護・医療・福祉系	介護・医療・福祉系	サービス系	サービス系
コース数	1コース	3コース	1コース	1コース	1コース
訓練科名	情報処理・会計情報コース	介護福祉士養成コース	保育士養成コース	調理師養成コース	美容師養成コース
訓練対象者	求職者				
定員	2人	各コース4人 (合計12人)	5人	5人	3人
訓練開始	令和4年4月1日～				
訓練期間	2年	2年	2年	1年	2年
訓練時間	700時間/年以上				
訓練内容	情報処理技術者/会計情報の取扱者として必要な専門的知識と技能の習得など、文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したものの。	介護福祉士として必要な専門的知識と技能の習得など、介護福祉士資格の取得を訓練目標とするもの。	保育士として必要な専門的知識と技能の習得など、資格取得のため厚生労働省が定める保育士養成課程の基準を充たしていること。	調理師として必要な専門的知識と技能の習得など、調理師資格の取得を訓練目標とするもの。	美容師として必要な専門的知識と技能の習得など、美容師資格の取得を訓練目標とするもの。
就職支援内容	○ジョブ・カードを使用したキャリアコンサルティングと能力評価 ○職業相談 ○求人情報の提供 ○職業紹介（許可を受けている場合）など				

委託訓練受託要件（案）

公共職業訓練を受託するに当たっては、原則として、次の1～8に掲げる項目について全てを満たす必要があります。

- 1 受託しようとする訓練の目的・目標、カリキュラム内容、訓練時間、訓練場所等が、求職者の職業能力の開発及び向上に資するものであって、真に就職に必要な訓練と認められるものであること。
- 2 受託しようとするカリキュラム内容と同程度の訓練等を1年以上実施しており、入校実績・修了実績を有するものであること。
なお、同程度の訓練等とは訓練期間までは拘束せず訓練内容とし、また1年以上とは、申請日より1年以上前から同程度の訓練を開始し、引き続き行っていることとする。
- 3 訓練を適切に管理・運営できる組織・人員を備えており、訓練全般に係る統括責任者、就職支援責任者及び事務担当者が配置されていること。
- 4 仕様書に定める定員の受講生が訓練を受けるに十分な施設、設備及び備品等が整備されていること。
- 5 訓練を指導する者は、下記に該当する者で、担当する科目の指導経験を1年以上有する者であること。
職業訓練指導員免許を有する者又は学歴、実務経験等の要件に適合するなど、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者とする。こと。
なお、学歴、実務経験等の要件に適合するとは、職業能力開発促進法第30条の2第2項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者（担当する科目の訓練内容に関する実務経験を5年以上有する者、又は、学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等職業訓練の適切な指導が可能なる者を含む。）であること。
訓練を指導する者の配置は、訓練内容が実技のものにあつては15人に1人以上、学科のものにあつては概ね30人に1人以上の配置をすること。
- 6 過去5年間以内に委託訓練実施要領に規定されている不正行為（他の要領に基づく委託訓練や求職者支援訓練において不正行為があつた場合も含む。）に係る処分がないこと。
また、公共職業訓練の受託機関として適性を欠くような事業主体でないこと。
- 7 個人情報の取り扱いについて十分な注意を払い、受託事業コースで知り得た個人情報を、他の業務に利用しないこと。
- 8 山梨県物品等競争入札参加資格又は学校教育法の規定により、山梨県教育委員会の認可を受けた専修学校等であること。